

お客様各位

## 当社に対する行政処分について

平成 30 年 2 月 23 日付で、証券取引等監視委員会より、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、行政処分を求める勧告がなされておりましたが、平成 30 年 3 月 2 日付で、関東財務局より当社に対して、以下の行政処分が行われました。

---

### 行政処分の内容

#### ○業務改善命令

- 1) 役職員が行う投資助言業務の実態を正確かつ網羅的に把握し、投資助言業務を適切に遂行するための内部管理態勢を早急に構築するとともに、確実に機能するように内部監査を実施するなどして役職員に対するけん制態勢を構築すること。
- 2) 役職員による不適切な行為を防止するための実効性の高い再発防止策を策定し、役職員自身による業務の自己点検や必要に応じて外部の知見を活用した研修の実施等により役職員の法令等遵守意識を高めるなどして確実に実行すること。
- 3) 顧客に対し、今回の行政処分の内容を説明し、適切な対応を行うこと。特に、本件一連の行為において投資助言を受けた顧客に対しては、顧客の公平に配慮しつつ、適切に対応すること。
- 4) 本件に係る責任の所在を明確にすること。
- 5) 上記1)から4)までについて、具体的な改善策を平成 30 年 4 月 2 日までに書面により報告すること。

---

このような勧告・行政処分を受け、お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配ならびにご迷惑をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。当社では、この度の勧告・行政処分を重く受け止め、早急に当社の内部管理態勢の強化に取り組み、役職員一同全力で再発防止に取り組んで参る所存です。

なお、業務改善対応期間中につきましても、既存のお客様に対するサポートは、引き続き責任をもって行う所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

《本件に関するお問い合わせ窓口》

株式会社グロースアドバイザーズ

電話番号 : 03-6661-6423 メール : info@growth-advisors.jp

以上